

美浜町立野間中学校 いじめ防止基本方針

I いじめ防止に対する基本的な考え方

1 基本理念について

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じる恐れがあります。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行います。

いじめは、絶対に許されない行為であるとともに、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、どんな小さいいじめも見逃さないという共通認識に立ち、日ごろから生徒の理解に努め、一人一人の小さなサインを見逃さず、迅速かつ適切に、いじめ問題に取り組んでいきます。

また、本校の教育目標・スローガンを「愛・夢 輝く野間中学校」と設定し、あわせて「いじめ防止基本方針」を策定します。

2 学校及び職員の責務について

すべての生徒が友人や教職員との間に信頼関係を育むことを通して、いじめのない学校作りに努めます。また、道徳教育や体験活動等の充実を図り、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより生徒の人間関係をつくる力を育て、いじめの未然防止に努めます。保護者や関係者および地域の方との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切にいじめの事案に対処し、再発防止に努めます。

3 いじめの定義

野間中学校いじめ防止基本方針では、「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係（※1）にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを

通じて行われるものを含む) であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとします。

けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をします。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策委員会」を活用し、組織的に判断します。

※1 「一定の人間関係」とは

○学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、当該生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）など、当該生徒をとりまく何らかの人間関係。

※2 「心理的又は物理的な影響」とは

○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

○仲間外れ、集団から無視される。

○軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。

○金品をたかられたり、盗まれたり、壊されたり、隠されたりする。

○嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。

○インターネット等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

等

II いじめ防止に関する組織と指導体制

1 組織について

ア 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うために、「いじめ防止対策委員会」を設置します。

イ 構成員について

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネ

ーター、いじめ不登校担当者、養護教諭、スクールカウンセラー(以下SC)、や関係職員が出席します。

ウ 開催期日について

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とします。

2 主な活動について

ア いじめの未然防止に関すること。(授業改善、校内研修)

イ いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談)

ウ いじめ事案に対する対応に関すること。(保護者、地域との連携、警察との連携)

エ P D C Aに関すること。(学校評価アンケート検討、開催時期・取組の見直し)

3 年間計画について

以下のように計画を立てて、具体的な取組を行います。

学期	「学校いじめ防止対策委員会」の取組	その他の取組
1 学 期	<p>【4月】いじめの未然防止への取組内容の検討</p> <p>【4月】望ましい集団作りへの取組内容の検討</p> <p>【4月】いじめ防止基本方針等の確認</p> <p>【5月】いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討</p> <p>【6月】夏季休業中の研修会の内容の検討</p> <p>【7月】1学期の取組の反省と、2学期以降の取組の検討</p>	<p>【4月】いじめ・不登校・虐待対策委員会</p> <p>【5月】学区青守会での情報交換</p> <p>【6月】教育相談</p> <p>【6月】教育相談後の情報交換・研修会</p> <p>【7月】個人懇談会での情報収集</p> <p>【7月】生徒指導推進連絡会議での情報交換</p> <p>【随時】各部活動での教育相談</p> <p>【随時】各部活動での教育相談後の情報交換</p>
	<p>【9月】PTA・地域の方の声(夏季休業中の情報を含む)を発信する形で検討</p>	<p>【9月】民生委員さんとの懇談会</p> <p>【10月】教育相談後の情報交換、研修</p>

2 学 期	<p>【9月下】いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討</p> <p>【10月】人権週間の取組内容の検討</p> <p>【10月】情報モラル研修会の内容検討</p> <p>【11月】学校評価の項目および内容の検討</p> <p>【11月】冬季休業中の研修会の内容</p> <p>【12月】学校評価の検討と今後の対策</p> <p>【12月】2学期の取組の反省と、3学期以降の取組の検討</p>	<p>会も兼ねる</p> <p>【11月】教育相談</p> <p>【11月】教育相談後の情報交換</p> <p>【12月】学校評価アンケート実施(いじめ項目含)</p> <p>【12月】個人懇談会での情報収集</p> <p>【12月】生徒指導推進連絡会議での情報交換</p> <p>【12月】学校評価の集計</p> <p>【随時】各部活動での教育相談</p> <p>【随時】各部活動での教育相談後の情報交換</p>
3 学 期	<p>【1月】学校評価の検討と今後の対策</p> <p>【2月】いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討</p> <p>【3月】3学期の取組の反省と来年度の取組の検討</p>	<p>【1月】冬季休業中の生徒の様子についての情報交換</p> <p>【2月】教育相談</p> <p>【2月】教育相談後の情報交換</p> <p>【2月】情報モラル研修会</p>

Ⅲ いじめ防止の取組

1 いじめの未然防止

すべての生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめのない学校づくりに努めます。

ア 考え、議論する道徳の実践

イ 楽しく分かる授業の実践と学校行事の充実

ウ 体験活動や交流活動の充実

エ 生徒の心を満たす学級・学年・学校の「居場所作り」の実践

オ 生徒間のつながりを深める「絆作り」の実践

2 いじめの早期発見・早期対応

研修等の充実を図り、すべての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指します。また、教育相談体制を充実し、児童生徒が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見に努めます。

ア いじめ調査と相談体制

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査や教育相談および情報交換を次の通り実施します。

- | | |
|-------------------------------|-------------------|
| ① 生徒対象いじめ実態調査 | 年12回（毎月） |
| ② 保護者対象いじめ実態調査 | 年1回（12月） |
| ③ 学校評価アンケート調査 | 年1回（12月） |
| ④ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 | 年3回（6月・11月・2月） |
| ⑤ 教育相談を通じた部活動顧問による生徒からの聞き取り調査 | 年2回（部活動の予定に合わせ随時） |
| ⑥ 日常の観察及び教職員間の情報交換 | 随時（学年会議・職員会議後） |
| ⑦ 学校・関係機関との情報交換 | 随時（主任児童委員・民生児童委員） |
| ⑧ 情報交換会・生徒指導推進協議会） | |
| ⑨ スクールカウンセラーの活用 | |
| ⑩ いじめ相談窓口の設置（養護教諭・町教育委員会等） | |
| ⑪ 「24時間いじめ相談ダイヤル」等相談窓口の紹介 | |

イ いじめ防止のための研修の充実

いじめの防止等のため研修を以下のように、年間計画に位置付けて実施し、い

じめの防止に関する教職員の指導力の向上を図ります。

- ① 保護者向け情報モラルに関する研修……（2月 外部機関）
- ② 生徒理解に関する研修会……（7月 町のいじめ・不登校対策部会）
- ③ いじめの問題への取組についての点検…（各学期末 全職員）

ウ いじめに対する措置

いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的に対応します。

IV 重大事態発生時の対応

重大事態（法第28条）とは、いじめにより児童等の生命、心身または財産の大きな被害が生じた疑いがある、いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときとされています。以下の事例が考えられます。

- 1 生徒が自殺を企図した場合
- 2 身体に重大な傷害を負った場合
- 3 金品等に重大な被害を被った場合
- 4 精神性疾患を発症した場合
- 5 年間30日を目安とする連続した欠席がある場合 等

「疑い」が生じた段階で重大事態として捉えると共に、生徒や保護者からの申立てがあった場合に、適切かつ真摯に対応します。

- ① 重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて町長に報告します。
- ② 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断します。
- ③ 学校が調査を行う場合、校内に設置している「いじめ防止対策委員会」を母体として調査や対応を行います。教育委員会は、支援チームを派遣するなど、学校の調査及び対応を指導・助言します。

- ④ 教育委員会が調査を行う場合、附属機関である美浜町いじめ問題専門委員会が調査を行います。
- ⑤ この調査は、事実関係を明らかにするための調査（背景事情、人間関係における問題、学校・教職員の対応など）であって、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、学校及び教育委員会が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。
- ⑥ 学校又は教育委員会が調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係等その必要な情報提供を適切に行います。
- ⑦ 調査の結果については、教育委員会を通じて町長に報告します。

【重大事態発生時の主な対応】

